

土地利用転換迅速化へ地域未来投資促進法の基本方針改正(経産省) (市街化調整区域や農地法に対する優遇措置他)

2023年12月28日、
土地利用転換の迅速化に向け、地域未来投資促進法の基本方針を改正

「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」(告示)が、公布・施行されました。本改正は、地域未来投資促進法第18条に基づく市街化調整区域に係る開発許可の配慮の対象となる施設の追加を行うものです。

○市街化調整区域に係る開発許可の配慮の対象となる施設に「地域における産業立地の促進のために必要と認められる区域」に関する類型を追加。

○インターチェンジ等周辺において、都市計画区域マスタープラン等の産業利用に係る土地利用方針に即して、地域未来投資促進法に基づき、地方公共団体が基本計画の重点促進区域内に定める「地域における産業立地の促進のために必要と認められる区域」に立地する工場、研究施設、物流施設が対象。

支援内容

1. 税制支援

建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却(最大50%)又は税額控除(最大5%)を受けられることができる等、他にも税制支援があります。

2. 金融支援

日本政策金融公庫による融資制度・海外展開支援、信用保証協会による債務保証等

3. 規制の特例処置等

農地法、都市計画法(市街化調整区域内許可)等の許可の特例措置